

第4期特定健康診査等実施計画

【令和6年度～令和11年度】

令和6年3月

別府市

目次

第1章 目標	P1
1 目標値設定の背景	P1
2 別府市の目標値	P5
第2章 対象者数	P6
1 特定健康診査の対象者数（推計）	P6
2 特定保健指導の対象者数（推計）	P6
第3章 実施方法	P7
1 特定健診の実施	P7
2 特定保健指導の実施	P7
第4章 個人情報保護	P8
第5章 特定健康診査等実施計画の公表・周知	P8
第6章 特定健康診査等実施計画の評価・見直し	P8

第1章 目標

1 目標値設定の背景

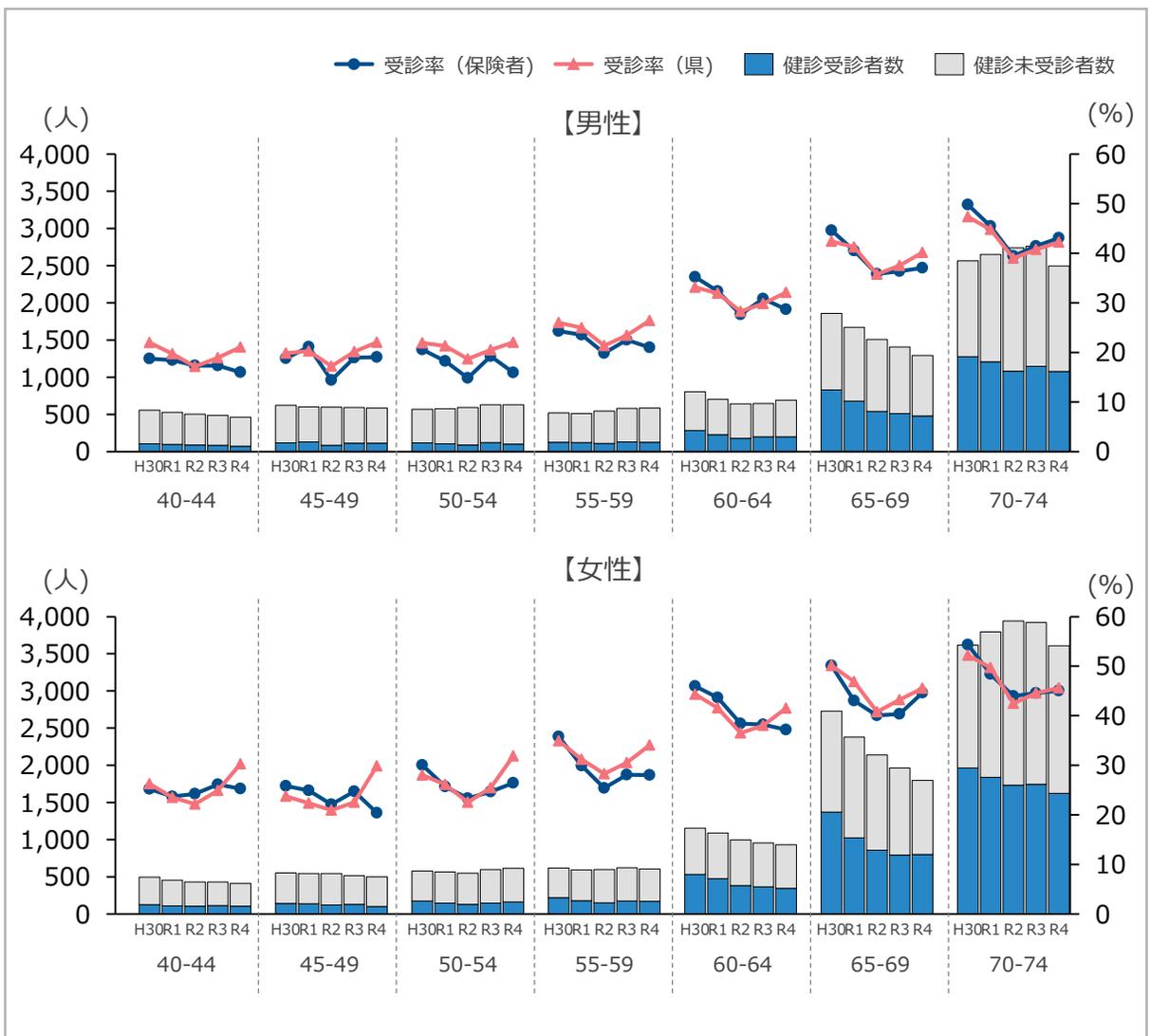
(1) 特定健診実施状況

平成30年度から令和4年度の特定健診の受診率は以下のとおりであった。

	平成30年度	令和1年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
目標	44.3%	47.5%	50.7%	53.9%	57.1%
実績	42.8%	38.9%	34.6%	37.1%	37.7%

(2) 性年齢階層別 受診率及び受診者数・未受診者数

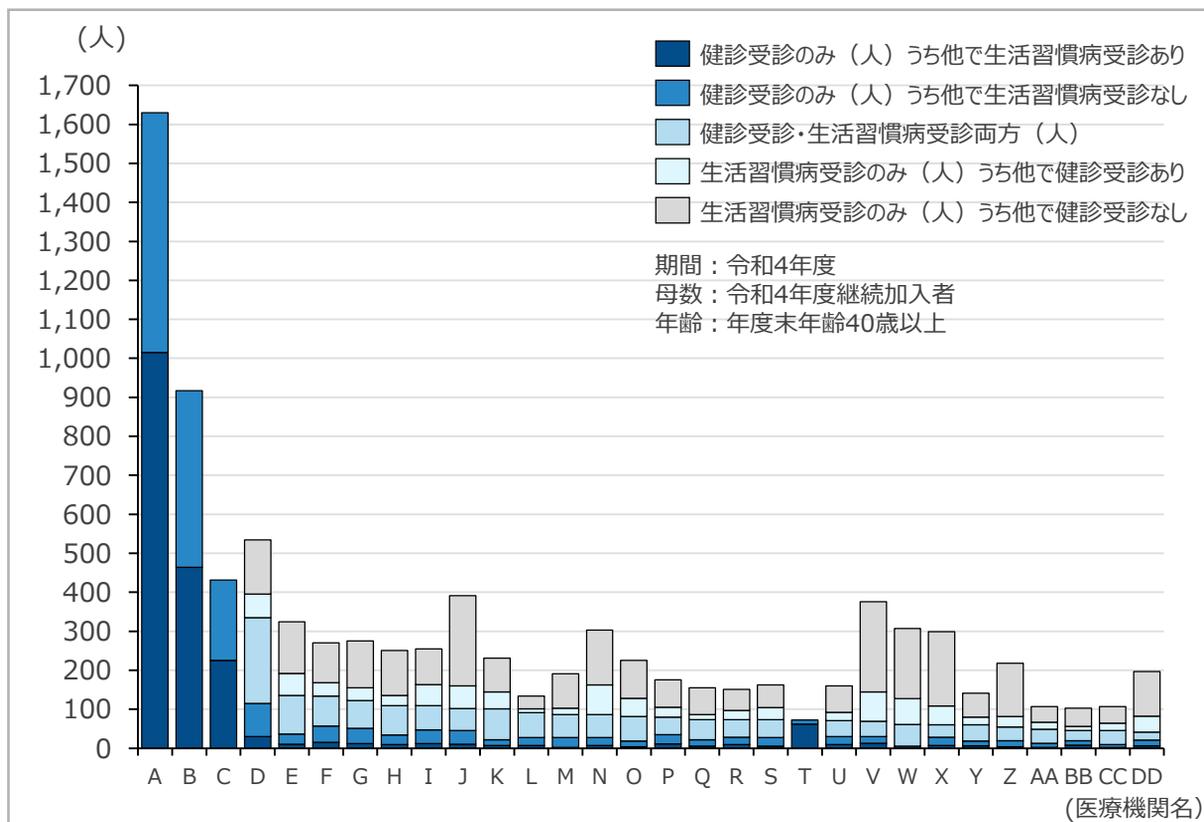
年齢階層が高くなるにつれて健診受診率は高くなっているが、男性70-74歳以外、どの年齢層でも県平均の受診率よりも低くなっている。



出典：KDB_S21_008_健診の状況

(3) 健診受診機関上位30位における健診受診および生活習慣病受診状況

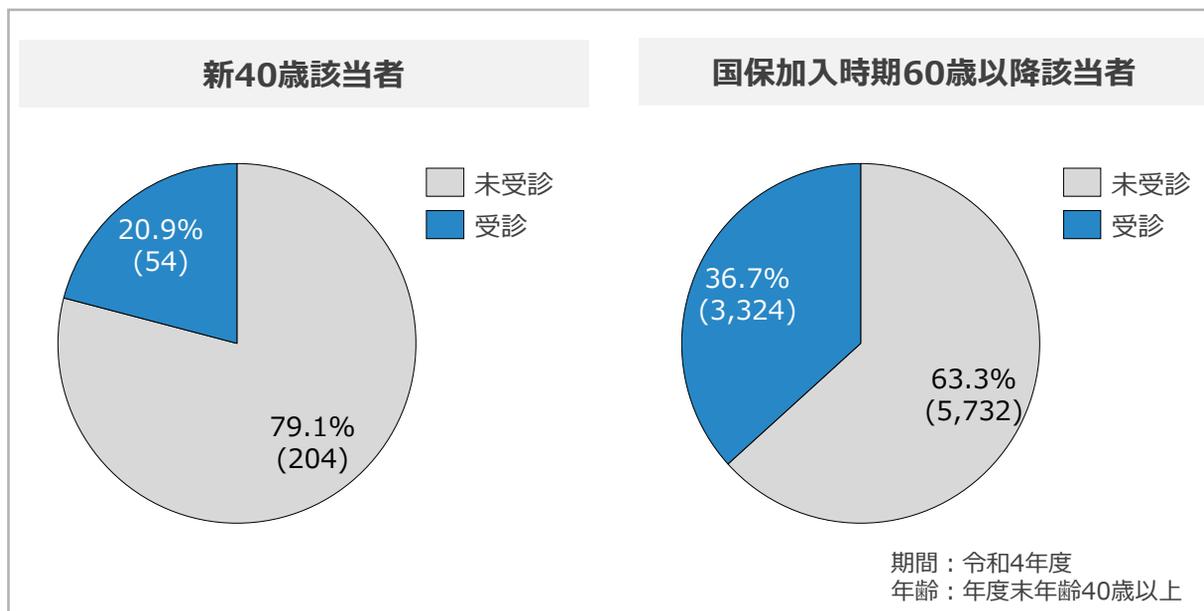
健診受診機関上位30位における健診受診及び生活習慣病受診状況は、以下の通りであった。



出典：令和4年度レセプトデータ（医科、調剤、DPC）

(4) 健診受診者の属性①（令和4年度）

令和4年度の属性別の受診率は、以下の通り。新40歳該当者の受診率は、20.9%であった一方で、国保加入時期60歳以降該当者の受診率は36.7%で、国保加入の年齢によって、受診率に差が見えた。



出典：令和4年度レセプトデータ（医科、調剤、DPC）

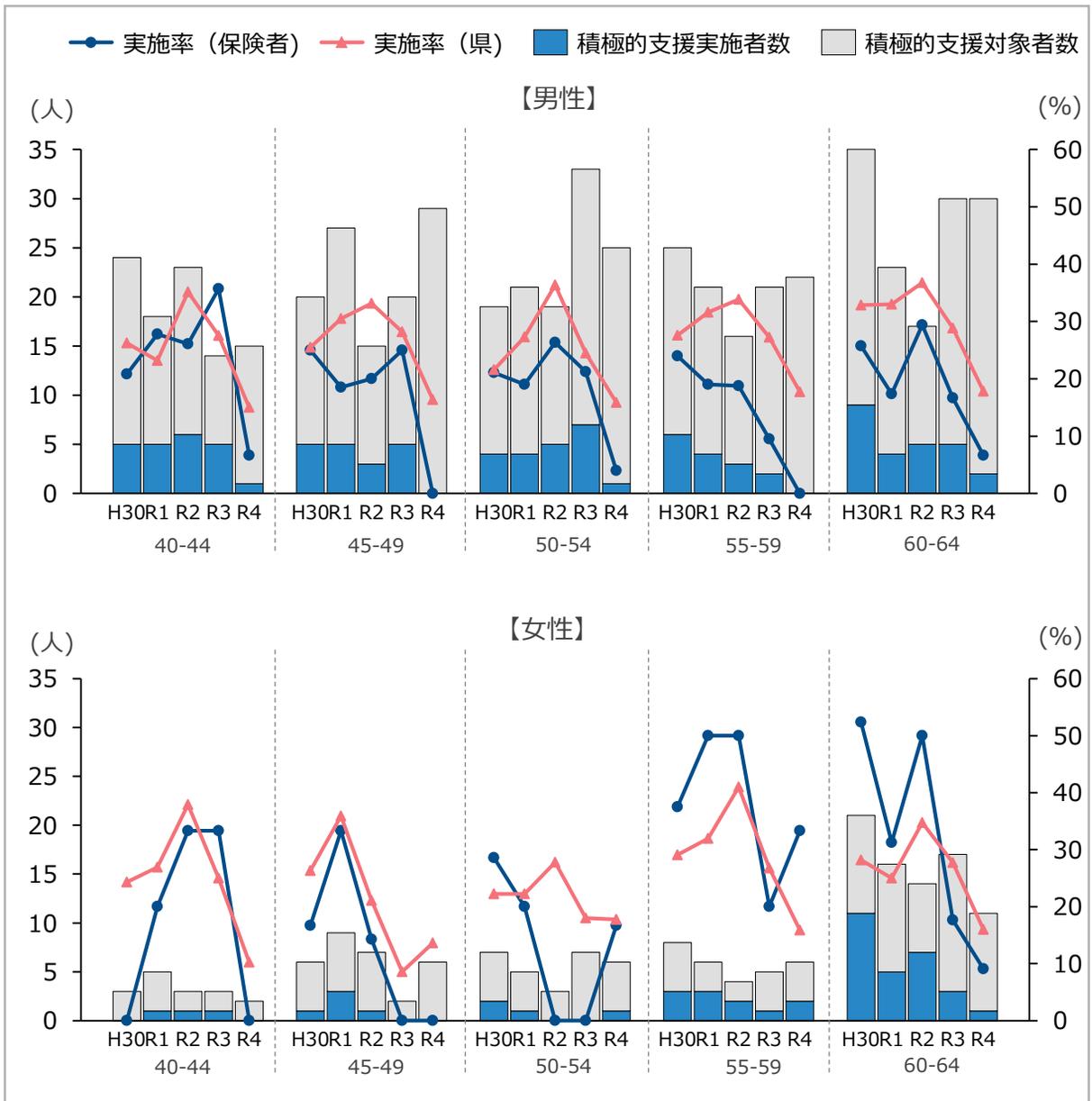
(5) 特定保健指導実施状況

平成30年度から令和4年度の特定保健指導の実施率は以下のとおりであった。

	平成30年度	令和1年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
目標	32.5%	38.0%	43.5%	49.0%	54.5%
実績	53.9%	54.4%	47.9%	27.3%	33.7%

(6) 性年齢階層別 実施率及び実施者数（積極的支援）

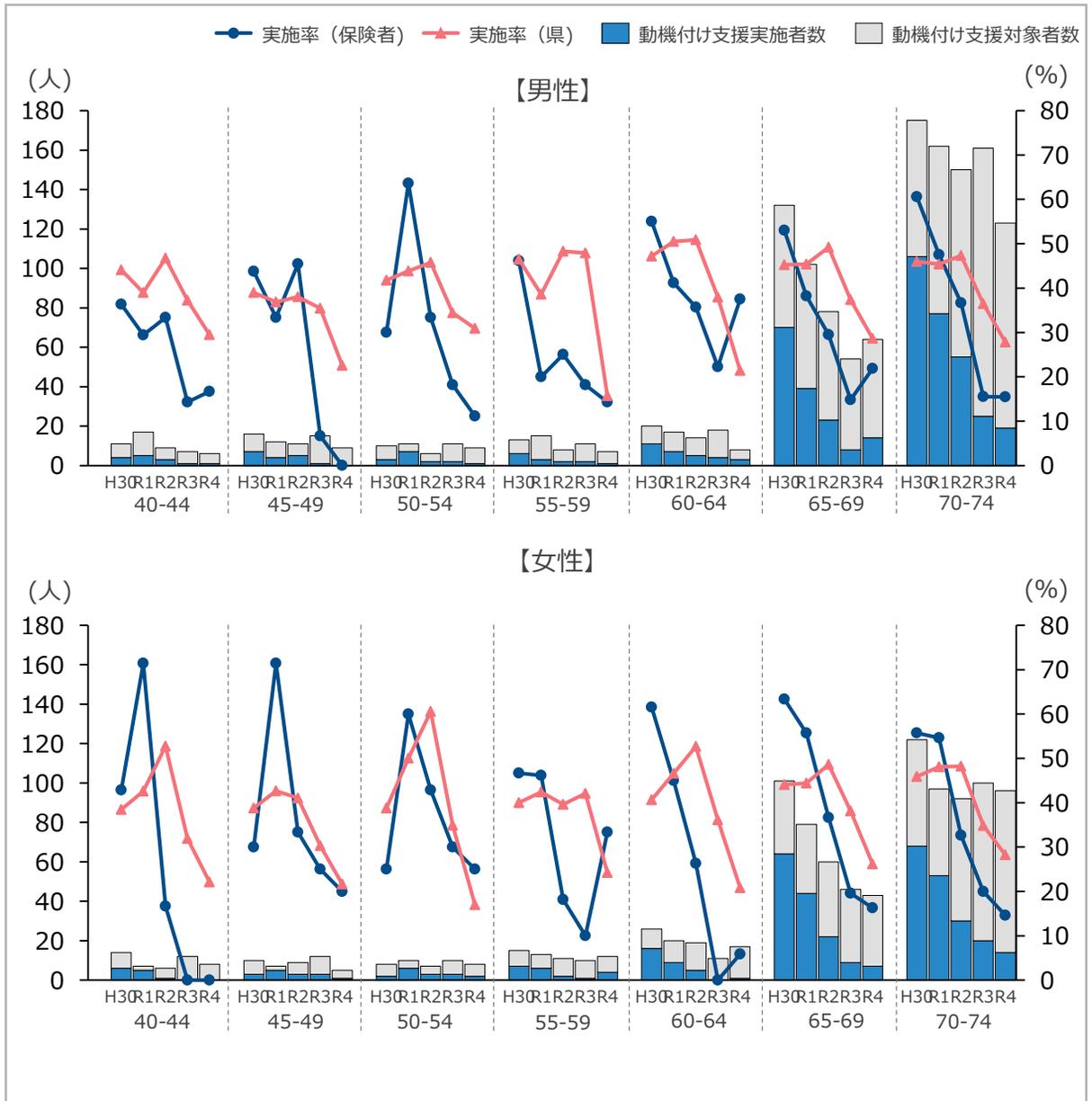
積極的支援の性年齢階層別実施率及び実施者数は以下のとおりであった。



出典：KDB_S21_008_健診の状況

(7) 性年齢階層別 実施率及び実施者数 (動機づけ支援)

動機づけ支援の性年齢階層別実施率及び実施者数は以下のとおりであった。



出典：KDB_S21_008_健診の状況

2 別府市の目標値

特定健診受診率、特定保健指導実施率、メタボリックシンドローム該当者及び予備群の減少率の目標は以下のとおりに設定する。

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
特定健診 目標受診率	37.7% (R5)	42.2% (R6)	46.7% (R7)	51.2% (R8)	55.7% (R9)	60.0% (R10)
特定保健指導 目標実施率	33.7% (R5)	39.0% (R6)	44.3% (R7)	49.6% (R8)	54.9% (R9)	60.0% (R10)
メタボリックシンドローム 該当者及び 予備群の減少率	15.4% (R5)	15.4% (R6)	15.4% (R7)	15.4% (R8)	15.4% (R9)	15.4% (R10)

(参考) 特定健康診査等基本方針における目標値設定

基本指針において令和11年度（実施計画終了年度）時点における各保険者種別の特定健診受診率、特定保健指導実施率の目標値を掲げており、本市の目標値は、その値を踏まえて設定する。

(1) 全国目標

	第1期	第2期	第3期		第4期
	平成24年度 まで	平成29年度 まで	令和2年度 実績	令和5年度 まで	令和11年度 まで
特定健診受診率	70%以上	70%以上	53.4%	70%以上	70%以上
特定保健指導実施率	45%以上	45%以上	23.0%	45%以上	45%以上
メタボリックシンドローム 該当者及び 予備群の減少率	10%以上	25%以上 (平成20年比)	10.9%	25%以上 (平成20年比)	25%以上 (平成20年度比)

(2) 第4期における各保険者種別の目標

保険者種別	全国目標	市町村国保	国保組合	全国健康保険協会（船保）	単一健保	総合健保・私学共済	共済組合（私学共済除く）
特定健診の 受診率	70%以上	60%以上	70%以上	70%以上 (70%以上)	90%以上	85%以上	90%以上
特定保健指導の 実施率	45%以上	60%以上	30%以上	35%以上 (30%以上)	60%以上	30%以上	60%以上

第2章 対象者数

1 特定健康診査の対象者数（推計）

過去の国民健康保険加入状況、将来推計人口等をもとに特定健康診査の推計対象者、目標受診者を算出した。目標受診者については、本計画および第3期別府市データヘルス計画において特に受診者数を伸ばしたい「40歳受診者数」の目標も設定した。

各年度の推計値は以下のとおり。

		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①	推計対象者数	15,894人	15,052人	14,381人	13,734人	13,266人	12,800人
②	目標受診者数	5,992人	6,352人	6,716人	7,032人	7,389人	7,680人
③	②のうち 新規40歳 受診者数	66人	71人	75人	77人	80人	82人

2 特定保健指導の対象者数（推計）

過去の国民健康保険加入状況、将来推計人口等をもとに特定保健指導の推計対象者を算出した。第3期別府市データヘルス計画において、40～65歳の若年層に対するメタボ対策を強化することを踏まえ、40～65歳の目標実施者数も設定した。

各年度の推計値は以下のとおり。

		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①	推計対象者数	581人	616人	651人	682人	717人	745人
②	目標実施者数	196人	240人	289人	338人	393人	447人
③	②のうち 40～65歳 実施者数	84人	104人	124人	145人	165人	184人

第3章 実施方法

1 特定健診の実施

(1) 実施形態

特定健診については特定健診実施機関に委託する。個別健診は平成30年度より、大分県医師会を通じた集合契約となっている。その他の健診センターとは、別府市と個別に契約を締結する。委託できる者の基準については高齢者の医療の確保に関する法律第28条、及び実施基準第16条第1項に基づき、厚生労働大臣の告示において定められている。

(2) 実施項目

「特定健康診査・特定保健指導の円滑な実施に向けた手引き」に基づき法定の実施項目（基本的な健診項目と医師の判断によって追加的に実施する詳細な健診項目）、大分県独自で設定している項目について実施する。

(3) 周知・案内

- ①特定健診対象者に受診券を発行する。
- ②受診券に特定健康診査の受け方等が記載された案内を同封する。
- ③ICTツールの活用等、特定健診受診の予約がしやすい体制を構築し、各種媒体で周知する。

2 特定保健指導の実施

(1) 実施形態

個別健診受診者は別府市健康推進課にて実施する。健診センター等で受診した者の特定保健指導は受診元の健診センターに委託する。

(2) 実施項目

健診受診後、できる限り早い時期に特定健診質問票をもとに面談を実施。特に別府市の特徴的な生活習慣（喫煙、飲酒、就寝2時間前の夕食、朝食欠食、身体活動）に関して丁寧な聞き取りを行う。面接時に対象者が達成できる目標を設定し、その目標に焦点をしばった支援を実施する。受診勧奨値に該当する者に対しては、医療機関の受診勧奨を必ず行う。

(3) 周知・案内

- ①別府市ホームページや特定健診受診券に同封している案内チラシにて周知する。
- ②特定保健指導対象となった者へは通知・電話・訪問等にて保健指導の利用勧奨を行う。
- ③ICTツールの活用等、対象者がより生活改善に取り組みやすい手法での保健指導を行う。

第4章 個人情報保護

事業の実施においては、市民のプライバシー保護の観点から、個人情報が漏洩することのないよう実施・運営されなければならない。したがって、個人の健康情報を取り扱うすべての業務について常に自己監視を行い、PDCAサイクルの中で個人情報の漏洩リスクを極小化していくことが重要となる。本計画における個人情報の取り扱いは、個人情報保護法を準用し、市民の利益を損なうことがないよう取組みを進める。

第5章 特定健康診査等実施計画の公表・周知

本計画については、別府市ホームページ等により公表する。また、概要については、市報等で市民に広く周知する。

第6章 特定健康診査等実施計画の評価・見直し

令和8年度に進捗確認のための中間評価を行い、必要に応じて計画の見直しを行う。また、計画の最終年度の令和11年度においては、次期計画の策定を円滑に行うための準備も考慮に入れて評価を行う。

第4期特定健康診査等実施計画

発行：令和6（2024）年3月

発行者：別府市

編集：いきいき健幸部健康推進課

〒874-8511 大分県別府市上野口町1番15号

TEL 0977-21-2188

URL <https://www.city.beppu.oita.jp/>